

部長会議付議事案書（報告）

(令和3年10月12日)

提案課名 総合政策課

報告者名 岩淵 哲朗

事案名	株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定について	資料 ㊟
提案趣旨	<p>本市では、多様な主体と協働し、地域力を生かしたまちづくりを推進するとともに、市内外に本市の魅力を発信し、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に努めています。</p> <p>株式会社セブン-イレブン・ジャパンは、市内に30を超える店舗を展開し、それぞれがまちのにぎわいの拠点となるとともに、災害時の物資提供について、神奈川県と災害協定を締結しています。</p> <p>こうした中、新たに連携・協力体制を構築し、市民の安全で安心な暮らしを実現するとともに、地域のにぎわいの創造に寄与することを目的に、包括連携協定を締結するものです。</p>	
概要	<p>1 協定の名称 株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書</p> <p>2 協定締結予定日 令和3年10月21日（木）</p> <p>3 協定の相手方 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦</p> <p>4 包括連携協定に基づく連携事項</p> <p>(1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること</p> <p>(2) 地域雇用の促進に関すること</p> <p>(3) 地域経済の活性化に関すること</p> <p>(4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること</p>	
経過	<p>令和 元年11月～ 包括連携協定に係るセブンイレブンとの協議</p> <p>〃 2年 1月～ 連携事業について庁内照会及び関係各課との協議</p>	
今後の進め方	<p>令和 3年10月21日 包括連携協定を締結</p> <p>〃 定期的に協議の場を設け、順次、取組を実施</p> <p>※その他、秦野ガス株式会社・東京ガス株式会社（本年11月頃）との包括連携協定の締結を予定。</p>	

秦野市と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの包括連携 に関する協定書の締結について

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

総合政策課作成

本市では、多様な主体と協働し、地域力を生かしたまちづくりを推進するとともに、市内外に本市の魅力を発信し、都市イメージの向上とシビックプライドの醸成に努めています。

株式会社セブン - イレブン・ジャパンは、市内に 30 を超える店舗を展開し、それぞれがまちのにぎわいの拠点となるとともに、災害時の物資提供について、神奈川県と災害協定を締結されるなど、防災面でも協力をいただいています。

この度、更に密接な連携及び協力を図ることにより、市民の安全で安心な暮らしを実現するとともに、地域のにぎわいの創造に寄与することを目的に、包括連携協定を締結するものです。

1 協定締結日

令和 3 年 1 0 月 2 1 日（木）

2 包括連携協定に基づく連携事項

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関する事。
- (2) 地域雇用の促進に関する事。
- (3) 地域経済の活性化に関する事。
- (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関する事。

3 協定に基づく主な取組内容

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関する事。
 - ア 行政・災害に関する情報の提供
 - イ 道路損傷の情報提供
 - ウ 不法投棄の情報提供
 - エ 市民の健康・安否・防犯等に係る情報
 - オ A E D の設置に係る協力
- (2) 地域雇用の促進に関する事。
 - 高齢者等の就労説明会の開催等
- (3) 地域経済の活性化に関する事。
 - ア 特産品や地場産農産物、おいしい秦野の水等の取扱促進
 - イ 商店会等の活動への参加及び協力

(4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。

ア 市の魅力発信につながる取組みへの協力

(広報紙等の配架、子どもの学習成果の掲示協力等)

イ 簡易な観光・道案内

4 協定締結後の対応

(1) 定期的な協議の場の設置

連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行う。

(2) 情報提供方法の工夫

円滑に情報提供を行うことができるよう、連携事項の所管課名、連絡先の一覧表や報告様式を定めるとともに、電話、ファクスのほか、市公式 LINE や電子メールなど、様々な媒体を活用できるようにする。

5 全国・県内自治体の包括連携協定の締結状況（令和3年9月時点）

全国約 200 自治体（令和3年6月末時点）

県内 9 自治体（神奈川県、相模原市、川崎市、厚木市、横浜市、箱根町、藤沢市、愛川町、南足柄市）

秦野市と株式会社セブン - イレブン・ジャパンとの
包括連携に関する協定書

令和3年10月21日

秦 野 市

株式会社セブン - イレブン・ジャパン

秦野市と株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの
包括連携に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という）は、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接な連携及び協力を図ることにより、市民の安全で安心な暮らしを実現するとともに、地域のにぎわいの創造に寄与することを目的とする。

（前提事項）

第2条 甲は、秦野市内の直営店（乙の直営方式によるセブン・イレブン店をいう。）及び乙の推奨に承諾して次条に定める連携事項への参画に同意している加盟店（乙と別途独立した経営主体であるフランチャイズ方式によるセブン・イレブン店をいう。）が、本事業に協力するものであることを確認する。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域雇用の促進に関すること。
- (3) 地域経済の活性化に関すること。
- (4) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。

2 前項各号に定める連携事項のうち、情報提供の対象、方法等については、別記に定めるものとし、その他定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

3 第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲及び乙は、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第5条 乙は、第3条に定める連携事項について、自らの業務に支障のない範囲で協力するものとし、協力した結果等において、万が一問題等が発生しても、その責任を一切負わないものとする。

(情報開示等の取扱い)

第6条 甲及び乙は、第3条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た情報等を第三者に開示又は提供等をするときは、相手方の承認を得るものとする。本協定が終了した後も、また、同様とする。

(協定の有効期間等)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

2 甲又は乙は、正当な理由により本協定を解除しようとするときは、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、解除の申入れをしなければならない。

(疑義等の解決)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和3年10月21日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 永松文彦

第3条第2項に定める情報提供の対象、方法等は、次のとおりとする

(情報提供の対象)

1 この連携事項において、次に掲げる事項を情報提供の対象とする。

- (1) 市民の健康・安否・防犯等に係る情報
- (2) 災害発生時に甲又は乙が収集した本事業への協力店周辺の情報
- (3) 道路及び道路附属施設（車道、歩道、橋りょう及びトンネル並びに側溝、ガードレール、街路灯、街路樹、道路案内標をいう。以下同じ。）の損傷、危険箇所等に係る情報
- (4) 道路上における不法投棄物に係る情報
- (5) その他安全で安心な暮らしを実現するために必要な情報

(情報提供の方法)

2 情報の提供は、別記様式を基に、電話、ファックス、電子メール、スマホアプリ等により行うものとする。ただし、緊急を要する事項又はこれにより難しいと認められるときは、この限りでない。

(情報に対する処置)

3 甲は、前項に基づく情報提供を受けたときは、速やかに現地調査を行うものとし、処置の必要の有無や処置方法等については、専ら甲の判断によるものとする。この場合において、乙から情報提供を受けた事項に対する処置状況について必要と認めるときは、乙に報告するものとする。

秦野市宛 よろず相談連絡票

店舗経営の中で、異常を感じたときは、この連絡票を基に、電話、FAX、Eメール、スマホアプリ等で、秦野市に御連絡ください。

■店舗名

セブン-イレブン

店

■あなたのお名前

■連絡先電話番号（店舗電話番号）

■いつ

年

月

日

時ころ

■どこで

付近

■何がありましたか

秦野市 公式LINE



道路の損傷などに関すること

秦野市建設管理課

TEL：0463-86-6153

FAX：0463-84-4990

ごみの不法投棄に関すること

秦野市環境資源対策課

TEL：0463-82-4401

FAX：0463-84-6744

高齢者に関すること

秦野市高齢介護課

TEL：0463-82-7394

FAX：0463-84-0137

子どもに関すること

秦野市こども家庭支援課

TEL：0463-82-6241

FAX：0463-85-1301